

## 令和7年第6回

### 遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月11日（木）午前10時00分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第30 議案第26号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第27号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第28号 遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第29号 令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第34 議案第30号 令和7年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第31号 令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第32号 令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第33号 令和7年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第1号 遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
(付託案件) (民生・経済常任委員会審査報告、令和7年第5回臨時会付託)
- 

#### ◎出席議員（15名）

議長	15番	杉本 信一 君	14番	佐藤 昇 君
	1番	秋元 直樹 君	2番	戸松 恵子 君
	3番	阿部 君枝 君	4番	白幡 隆一 君
	5番	遠藤 明美 君	6番	佐藤 和徳 君
	7番	渡辺 清夏 君	8番	山本 悟 君
	9番	村岡 敦子 君	10番	前島 英樹 君

《令和7年12月11日》

11番 今村 則康 君  
13番 山谷 敬二 君

12番 勢志 優華 君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎列席者

町 長 佐々木 修一 君 教育 長 佐藤 祐治 君  
代表監査委員 高橋 義久 君

---

◎説明員

副町長	澤口 浩幸 君	総務部長	鈴木 浩 君
民生部長	堀嶋 英俊 君	経済部長	内野 清一 君
総務課長	松村 圭悟 君	総務課契約担当課長	田村 明彦 君
企画課長	大西 公太 君	財政課長	今井 昌幸 君
保健福祉課長	渡邊 亮司 君	住民生活課長	太田 貴幸 君
子育て支援課長	二瓶 雄介 君	農政林務課長	石川 正徳 君
商工観光課長	水野 徹 君	水道課長	小野寺 悟 君
生田原総合支所長	今泉 郁夫 君	生田原総合支所参事	大泉 勝義 君
丸瀬布総合支所長	大川 寿雄 君	丸瀬布総合支所参事	倉内 健一 君
白滝総合支所長	長原 裕一 君	白滝総合支所参事	吉岡 秀利 君
会計管理者	奥山 隆男 君	教育部長	古賀 伸次 君
総務課長	堂前 政好 君	社会教育課長	中南 秀隆 君
埋蔵文化財センター館長	松村 愉文 君	図書館長	阿部 文明 君
学校給食センター所長	小玉 美紀子 君	監査委員事務局長	成中 克也 君
選挙管理委員会事務局長	松村 圭悟 君	農業委員会事務局長	石川 正徳 君

---

◎議会事務局職員出席者

事務局 長 岩井 誠志 君 事務局 参事 成中 克也 君  
事務局 主任 堂前 あすか 君

---

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は15人であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、阿部議員、今村議員を指名します。

---

◎答弁の保留

○議長（杉本信一君） 昨日の一般質問において、一時保留としていた阿部議員の質問に対する答弁があります。

水野商工観光課長。

○商工観光課長（水野 徹君） 昨日の一般質問で、阿部議員から現在行っております生活応援遠軽プレミアム付商品券の事業費の金額についてですが、令和6年度の予算で繰越明許費として対応しました金額が2,651万4,000円。令和7年度、今年度追加がありました事業費が1,036万2,000円。合計の事業費としましては3,687万6,000円というふうになってございます。以上です。

○議長（杉本信一君） これをもって、答弁を終わります。

---

◎日程追加の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

◎日程第30 議案第26号から日程第37 議案第33号まで

○議長（杉本信一君） 日程第30 議案第26号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第31 議案第27号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、日程第32 議案第28号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第33 議案第29号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第7

号)、日程第34 議案第30号令和7年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第35 議案第31号令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)、日程第36 議案第32号令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算(第3号)、日程第37 議案第33号令和7年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第3号)、以上議案8件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

松村総務課長。

○総務課長(松村圭悟君) 議案第26号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員の給与につきましては、地方公務員法の規定に基づき、国家公務員の給与改定の状況等を踏まえ、これまで改定をしてきたところであります。

本案は、今年の給与改定に当たりましても人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給与を改定するため、提案するものであります。

次ページ、別紙を御覧願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

この条例は2条の構成であります。改正の内容につきましては新旧対照表で御説明いたしますので、5ページの次の参考資料をお開き願います。

第1条関係は、令和7年度に影響する改定であります。

第14条は、通勤手当に関する規定でありまして、第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「1万円」を「1万400円」に改め、同号オ中「1万2,900円」を「1万3,500円」に改め、同号カ中「1万5,800円」を「1万6,600円」に改め、同号キ中「1万8,700円」を「1万9,700円」に改め、同号ク中「2万1,600円」を「2万2,800円」に改め、同号ケ中「2万4,400円」を「2万5,900円」に改め、同号コ中「2万6,200円」を「2万9,100円」に改め、同号サ中「2万8,000円」を「3万2,300円」に改め、同号シ中「2万9,800円」を「3万5,500円」に改め、同号ス中「3万1,600円」を「3万8,700円」に改めるものであります。

次に2ページをお開き願います。

第23条は、期末手当に関する規定でありまして、第2項は定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職に対する規定であり、12月期の支給割合を「100分の125」から「100分の127.5」に改め、年間支給割合を2.5月から2.525月に引き上げるものであります。

同条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する規定であり、12月期の支給割合を「100分の70」から「100分の72.5」に改め、年間支給割合を1.4月から1.425月に引き上げるものであります。

次に、第26条は勤勉手当に関する規定でありまして、第2項第1号は定年前再任用短

時間勤務職員以外の一般職に対する規定であり、12月期の支給割合を「100分の105」から「100分の107.5」に改め、年間支給割合を2.1月から2.125月に引き上げるものであります。

同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員に対する規定であり、12月期の支給割合を「100分の50」から「100分の52.5」に改め、年間支給割合を1月から1.025月に引き上げるものであります。

次に、別表第1は一般職給料表でありまして、このページから5ページにかけて給料表を改定するものであり、大卒初任給を1万2,000円、高卒初任給を1万2,300円引き上げ、また、おおむね30歳代後半までの職員が在籍する号棒に重点を置いた引上げ改定を行い、その他の職員が在籍する号棒については改定率を低減する形で所要の改定をするものであります。

次に、参考資料の6ページを御覧願います。

第2条関係は、令和8年度に影響する改正であります。

第14条は、通勤手当に関する規定でありまして、第2項第2号を「前項第2号に掲げる職員、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改めるものであります。

第23条は、期末手当に関する規定でありまして、先ほどの第1条関係での改正による期末手当の支給割合を令和8年度以降は、6月期、12月期ともに同じ支給割合とするため改めるものでありまして、第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の支給割合を「100分の127.5」から「100分の126.25」に改め、第3項は定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を「100分の72.5」から「100分の71.25」に改めるものであります。

第26条は、勤勉手当に関する規定でありまして、先ほどの第1条関係での改正による勤勉手当の支給割合を令和8年度以降は、6月期、12月期ともに同じ支給割合とするため改めるものでありまして、第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の支給割合を「100分の107.5」から「100分の106.25」に改め、同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を「100分の52.5」から「100分の51.25」に改めるものであります。

次に、別紙であります議案の5ページにお戻り願います。

附則として、第1項から第3項までは施行期日等であり、第1項として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日からであります。

第2項は、第1条による改正後の給与条例のうち、通勤手当及び一般職給料表の改定は令和7年4月1日から適用することを規定しております。

第3項は、第1条による改正後の給与条例のうち、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定は令和7年12月1日から適用することを規定しております。

《令和7年12月11日》

第4項は、給与の内払について規定しております。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

次に、議案第27号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定に鑑み、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、提案するものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

この条例は4条の構成でありまして、第1条及び第2条は議会議員の期末手当の支給割合を改定する規定、第3条及び第4条は町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定する規定であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次ページの参考資料をお開き願います。

議会議員並びに町長、副町長及び教育長ともに改正の内容、期末手当の支給割合などは同じでありますので、議会議員の例により参考資料の1ページで御説明いたします。

1条関係は、令和7年度の期末手当の支給割合を改定するもので、12月期の支給割合を「100分の230」から「100分の235」に改め、年間の支給割合を4.6月から4.65月に引き上げるものであります。

次の第2条関係は、令和8年度以降の6月期、12月期ともに同じ支給割合とするため、「100分の235」から「100分の232.5」に改めるものであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則として、第1項は施行期日であり、この条例は公布の日から施行するものであります。

ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日からであります。

第2項は、第1条及び第3条による改正後の条例の規定は、令和7年12月1日から適用することを規定しております。

第3項は、期末手当の内払について規定しております。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

次に、議案第28号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、一般職の職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給与を改定するため提案するものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、10ページの次の参

考資料をお開き願います。

附則に、第3項として「令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、第7条及び第26条の規定にかかわらず、会計年度任用職員に対する通勤手当及び通勤にかかる費用弁償の支給については、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第1条の規定による改正前の遠軽町一般職の職員の給与に関する条例第14条の規定の例による。」を加えるものであります。

別表第1は、給料表でありまして、このページから9ページにかけて給料表を改定するものであります。

会計年度任用職員の給料表は、一般職の職員の給料表を基準として定めており、一般職給料表の改定に合わせて会計年度任用職員の給料表についても引き上げるため、所要の改定をするものであります。

新旧対照表の前のページ、別紙の10ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第29号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,090万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を241億4,745万5,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に1億143万1,000円を追加し、総額を14億5,060万7,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に3,947万1,000円を追加し、総額を3億727万6,000円とするものです。

これにより、歳入合計240億655万3,000円に1億4,090万2,000円を追加し、総額を241億4,745万5,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

2、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1億4,249万3,000円を追加し、総額を89億8,070万4,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費を159万1,000円減額し、総額を31億9,905万8,000円とするものです。

これにより、歳出合計240億655万3,000円に1億4,090万2,000円を

《令和7年12月11日》

追加し、総額を241億4,745万5,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、特別職人件費につきましては、期末手当の支給率の改定により、特別職期末手当11万6,000円、職員共済組合負担金1万2,000円を追加するものです。

一般職人件費4,093万4,000円につきましては、給与改定のほか、人事異動に伴う会計間異動及び職員の退職等により、一般職給から職員共済組合追加費用負担金まで予算を補正するものです。

15目物価高騰対策費、物価高騰対応重点支援事業、1億143万1,000円につきましては、令和7年11月に閣議決定した「強い経済」を実現する総合経済対策を踏まえ、物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援をするため、緊急経済対策事業として、高齢者等暖房費高騰対策助成事業及び生活応援券支給事業を実施するものです。

高齢者等暖房費高騰対策助成事業は、灯油価格を含むエネルギー価格の高騰により、暖房費が家計に大きな負担となることから、所得の低い高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯及び生活保護世帯に対し、冬季の暖房費として1世帯1万円を助成するもので、助成にかかる案内及び決定通知の送付にかかる封筒の印刷製本費として15万4,000円、案内等の郵送代にかかる通信運搬費76万4,000円、振込にかかる手数料38万2,000円、高齢者等暖房費高騰対策助成金は、高齢者世帯2,750万世帯分、障がい者世帯400世帯分、ひとり親世帯分150世帯分、生活保護世帯170世帯分、合わせて3,470世帯分の3,470万円を計上するものです。

生活応援券助成事業は、物価高騰が続く中、生活者に対する食料品等の支援を行うため、全町民に対し、1人当たり3,000円相当をめどに支給するもので、事業の実施主体は遠軽商工会議所とし、実施に必要な事務費等を見込み、生活応援券支給事業補助金6,543万1,000円を計上するものです。

10ページお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業205万3,000円の減額につきましては、給与改定及び人事異動に伴う会計間異動に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を減額するものです。

介護保険事業46万2,000円につきましては、給与改定に伴い、介護保険特別会計繰出金を追加するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1億143万1,000円につきましては、緊急経済対策事業にかかる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加

です。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金3,947万1,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 議案第30号令和7年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

本補正予算案につきましては、第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億288万3,000円とするものです。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページ目をお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

5款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を205万3,000円減額し、総額を2億9,104万8,000円とするものです。

これにより、歳入合計21億493万6,000円を205万3,000円減額し、総額を21億288万3,000円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

2ページ目をお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費を205万3,000円減額し、総額を5,676万3,000円とするものです。

これにより、歳出合計21億493万6,000円を205万3,000円減額し、総額を歳入歳出同額の21億288万3,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページ目をお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費205万3,000円の減額につきましては、4月の人事異動による職員の異動と人事院勧告の給与改定による職員給与等を精査したところ、減額が見込まれることから、2節給料112万4,000円、3節職員手当等68万5,000円、4節共済費24万4,000円をそれぞれ減額するものです。

次に、2、歳入について御説明いたします。

6ページ目をお開き願います。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金205万3,000円の減額につきましては、4月の人事異動による職員の異動と人事院勧告の給与改定による職員給与等を精査したところ、給与、手当、共済費に減額が見込まれることから、一

般会計からの繰入金を減額するものです。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） 議案第31号令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明します。

令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億5,952万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明します。

次のページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明します。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に46万2,000円を追加し、総額を3億5,125万6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計21億5,906万1,000円に46万2,000円を追加し、総額を21億5,952万3,000円とするものです。

次に、2、歳出について説明します。

次のページをお開きください。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に46万2,000円を追加し、総額を4,256万5,000円とするものです。

これにより、歳出合計21億5,906万1,000円に46万2,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億5,952万3,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から説明します。

8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、一般職人件費46万2,000円の追加につきましては、一般職給から職員共済組合負担金まで給与改定に伴う追加です。

次に、2、歳入について説明します。

6ページをお開きください。

8款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金46万2,000円の追加につきましては、職員給与費等一般会計繰入金の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 小野寺水道課長。

○水道課長（小野寺 悟君） 議案第32号令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

第2条は、令和7年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

《令和7年12月11日》

支出につきまして、第1款水道事業費用第1項営業費用を31万4,000円減額し、総額6億8,401万4,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた職員給与費4,998万7,000円を4,987万3,000円に改めるものです。

次の1ページは補正予算実施計画、2ページは予定キャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお開き願います。

補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の支出、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費1節給料38万5,000円の減額、2節手当62万6,000円の減額、3節賞与引当金繰入額25万3,000円の減額、5節法定福利費28万4,000円の減額、6節法定福利費引当金繰入額5万円の減額は、企業職員の給与改定及び人事異動によるものでございます。

続きまして、2目配水及び給水費1節給料25万7,000円の追加、2節手当44万2,000円の追加、3節賞与引当金繰入額4万5,000円の追加、5節法定福利費11万8,000円の追加、6節法定福利費引当金繰入額1万5,000円の追加は、企業職員の給与改定によるものでございます。

6ページをお開きいただきまして、3目総係費1節給料40万5,000円の追加、2節手当15万4,000円の減額、3節賞与引当金繰入額2万3,000円の追加、5節法定福利費12万9,000円の追加、6節法定福利費引当金繰入額4,000円の追加は、企業職員の給与改定及び執行精査によるものでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

続きまして、議案第33号令和7年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

第2条は、令和7年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきまして、第1款下水道事業費用第1項営業費用に207万5,000円を追加し、総額10億2,156万2,000円とするものです。

第3条は、予算第9条に定めた職員給与費5,419万5,000円を5,627万円に改めるものです。

次に、1ページは補正予算実施計画、2ページは予定キャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお開き願います。

補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の支出、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費1節給料40万円の追加、2節手当35万6,000円の追加、3節賞与引当金繰入額7万3,000円の追加、5節法定福利費1万9,000円の追加、6節法定福利費引当金繰入額1万6,0

00円の追加は、企業職員の給与改定によるもの。

2目処理場費1節給料26万3,000円の追加、2節手当44万1,000円の追加、3節賞与引当金繰入額4万4,000円の追加、5節法定福利費12万3,000円の追加、6節法定福利費引当金繰入額9,000円の追加につきましても、企業職員の給与改定によるもの。

6ページをお開きいただきまして、4目総係費1節給料1万6,000円の追加、2節手当14万3,000円の追加、3節賞与引当金繰入額7万2,000円の追加、5節法定福利費8万4,000円の追加、6節法定福利費引当金繰入額1万6,000円の追加につきましても、企業職員の給与改定によるものでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案8件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第26号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款民生費、10ページ、11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 20款繰越金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

《令和7年12月11日》

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1 款総務費、8 ページ、9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

5 款繰入金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1 款総務費、8 ページ、9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

次に、2、歳入に入ります。

8 款繰入金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） これをもって、議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5 ページ、6 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号の質疑を行います。

質疑は、実施計画予定、キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5 ページ、6 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第33号の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案8件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第26号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和7年度遠軽町一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和7年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

《令和7年12月11日》

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号令和7年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第38 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第38 議案第1号遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

令和7年第5回臨時会において付託しました民生・経済常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

渡辺民生・経済常任委員長。

○民生・経済常任委員長（渡辺清夏君） 一登壇一

令和7年第5回遠軽町議会臨時会におきまして、民生・経済常任委員会に付託されました議案第1号遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告します。

本条例につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるため、必要な事項を定めるものです。

この付託議案につきましては、本委員会において、委員会審査を令和7年11月26日、12月10日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、民生・経済常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

《令和7年12月11日》

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長(杉本信一君) 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和7年第6回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前10時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一  
署 名 議 員 阿部 君枝  
署 名 議 員 今村 則義